

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 定 款

第1章 「協同労働の協同組合」原則

これは、これまで私たちが拠りどころとしてきた「協同労働の協同組合」原則である。

労働者協同組合として船出するに当たり、この意志を受け継ぎ、持続可能で活力ある地域社会に資する組織であり続けることを目指し、私たちは、ここに宣言する。

宣 言

私たちは、発見した。雇われるのではなく、主体者として、協同・連帯して働く「協同労働」という世界。一人ひとりが主人公となる事業体をつくり、生活と地域の必要・困難を、働くことにつなげ、みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合う。そんな新しい働き方だ。

私たちは、知った。話し合いを深めれば深めるほど、切実に求められる仕事をおこせばおこすほど、労働が自由で創造的な活動になればなるほど、人間は人間らしく成長・発達できる、ということ。

私たちは、直面している。人間、労働、地域、自然の限りなき破壊に。だからこそ、つくり出したい。貧困と差別、社会的排除を生まない社会を。だれもがこころよく働くことができる完全就労社会を。あたたかな心を通い合わせられる、平和で豊かな、夢と希望の持てる新しい福祉社会を。

私たちは、宣言する。「失業・貧乏・戦争をなくす」という先人たちの誓いと、「相互扶助」「自治と連帯」「公平と公正」という国際的な協同組合運動の精神を引き継ぎ、協同労働を基礎にした社会連帯の運動を大きく広げ、市民自身が地域の主体者・当事者となる、自立と協同の新しい時代をいま、ここに、共に、切り拓くことを。

原 則

協同労働の協同組合は、共に生き、共に働く社会をめざして、市民が協同・連帯して、人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方をめざします。尊厳あるいのち、人間らしい仕事とくらしを最高の価値とします。

1 仕事をおこし、よい仕事を発展させます

- (1) 生活と地域の必要と困難、課題を見出し、人と地域に役立つ仕事をおこします。
- (2) 働く人の成長と人びとの豊かな関係性を育む、よい仕事を進めます。
- (3) 仕事と仲間を増やし、働く人の生活の豊かさと幸せの実現をめざします。

2 自立・協同・連帯の文化を職場と地域に広げます

- (1) 一人ひとりの主体性を大切に育てる職場と地域をつくります。
- (2) 建設的な精神で話し合い、学び合い、連帯感を高めながら、みんなが持てる力を発揮します。
- (3) お互いを尊重し、一人ひとりの生活と人生を受け止め合える関係をつくります。
- (4) 人と地域を思いやる「自立・協同・愛」の文化を職場と地域に広げます。

3 職場と地域の自治力を高め、社会連帯経営を発展させます

- (1) 全組合員経営を進めます。
 - ①働く人は、基本的に全員が出資し、組合員となり、出資口数にかかわらず「一人一票」で経営に参加します。
 - ②組合員は、「話し合い」と「情報の共有」を大切にし、事業計画を定め、事業経営を発展させます。
 - ③ 組合員は、役員やリーダーを基本的に組合員の中から選び、お互いに協力し合います。
- (2) 社会連帯経営を発展させます。
 - ①組合員と利用者・地域の人びとが、地域づくりの主体者としての連帯性を強め、仕事をおこします。
 - ② 地域全体を視野に入れ、全ての世代を結んで地域づくりのネットワークを広げます。
 - ③ 当事者・市民主体の豊かな公共をめざし、自治体・行政との協同の関係を築きます。

4 持続可能な経営を発展させます

- (1) 事業の継続性を高め、新たな仕事をおこすために、赤字を出さず、利益を生み出します。
- (2) 経営の指標と目標をみんなで定め、守ります。
- (3) 事業と運動の発展のための積立金を積み立てます。

5 人と自然が共生する豊かな地域経済をつくり出します

- (1) 地域の資源を生かし、いのちの基礎となる食・エネルギー・ケアが自給・循環する社会を地域住民と共に創造します。
- (2) だれもが安心して集え、役割の持てる居場所を地域につくり出し、総合福祉拠点へと発展させます。

6 全国連帯を強め、「協同と連帯」のネットワークを広げます

- (1) 協同労働の協同組合の全国連帯を強め、運動・事業の経験を交流し、学び合います。
- (2) 各種協同組合との間に「まちづくり・仕事おこし」の提携・協同を強めます。
- (3) 市民組織や事業体、労働団体、大学・研究所、専門家等と連携を強め、いのち・平和と暮らし、人間らしい労働、基本的人権、民主主義を守り、発展させます。
- (4) 労働と福祉を中心とする制度・政策をよりよいものにしていきます。

7 世界の人びととの連帯を強め、「共生と協同」の社会をめざします

- (1) I C A（国際協同組合同盟）への結集をはじめとして、国際的な協同組合運動に参加し、発展させます。
- (2) 協同労働の協同組合とその運動を、東アジアを焦点に世界的に発展させます。

- (3) 戦争や環境破壊をはじめとする人類の危機を直視し、「資本のグローバル化」による大量失業と人間の排除に対して、「民衆のグローバルな友好・連帯」を強めます。

第2章 総 則

(目的)

- 第1条 本組合は、組合員が出資し、その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映され、組合員が組合の行う事業に従事することを基本原理とする協同労働の協同組合として、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、地域における多様な需要に応じた事業を推進することにより、協同労働を広げ、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。
- 2 本組合は、全国的な労働者協同組合運動の発展のために、次の各号に掲げる目的を追求する。
- (1) 「協同労働の協同組合原則」に基づく典型的労働者協同組合となる。
 - (2) 人材養成のセンターとしての役割を果たす。
 - (3) 本組合が加盟する労働者協同組合連合会の組織財政基盤の充実に寄与する。
 - (4) 全国の労働者協同組合に対し、援助、協力を行う。

(名称)

- 第2条 本組合は、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団と称する。

(事業を行う都道府県の区域)

- 第3条 本組合の区域は、東京都、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域とする。

(事務所の所在地)

- 第4条 本組合は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。従たる事務所を東京都新宿区、東京都墨田区、東京都品川区、東京都大田区、東京都杉並区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都八王子市、東京都東村山市、東京都国分寺市、北海道札幌市、北海道釧路市、北海道苫小牧市、青森県青森市、岩手県盛岡市、岩手県北上市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県八幡平市、岩手県滝沢市、岩手県上閉伊郡大槌町、岩手県九戸郡野田村、宮城県仙台市、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、秋田県大仙市、山形県山形市、山形県酒田市、福島県福島市、福島県郡山市、栃木県宇都宮市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県那須郡那須町、群馬県前橋市、埼玉県さいたま市、埼玉県熊谷市、埼玉県川口市、埼玉県所沢市、埼玉県越谷市、埼玉県戸田市、埼玉県和光市、埼玉県八潮市、埼玉県蓮田市、埼玉県坂戸市、埼玉県ふじみ野市、千葉県千葉市、千葉県松戸市、千葉県成田市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉市原市、千葉県君津市、千葉県浦安市、千葉県袖ヶ浦市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神

奈川県相模原市、神奈川県平塚市、神奈川県藤沢市、神奈川県海老名市、新潟県新潟市、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、福井県福井市、長野県上田市、長野県松本市、静岡県静岡市、静岡県御殿場市、静岡県駿東郡小山町、愛知県名古屋市、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県豊川市、滋賀県大津市、滋賀県長浜市、滋賀県草津市、滋賀県栗東市、滋賀県高島市、京都府京都市、大阪府大阪市、大阪府豊中市、大阪府和泉市、兵庫県西宮市、兵庫県豊岡市、兵庫県加西市、兵庫県多可郡多可町、奈良県奈良市、鳥取県鳥取市、島根県松江市、岡山県岡山市、岡山県倉敷市、広島県広島市、広島県福山市、広島県東広島市、山口県下関市、山口県宇部市、徳島県徳島市、徳島県三好市、愛媛県松山市、愛媛県大洲市、高知県高知市、福岡県北九州市、福岡県福岡市、福岡県大牟田市、福岡県大野城市、福岡県鞍手郡鞍手町、佐賀県神埼市、長崎県長崎市、大分県大分市、大分県日田市、大分県臼杵市、宮崎県宮崎市、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県出水市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県奄美市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市及び沖縄県名護市に置く。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規約)

第6条 次の事項は、労働者協同組合法及びこの定款で定めるもののほか、規約で定めることができる。

- (1) 総代会に関する規定
- (2) 業務の執行及び会計に関する規定
- (3) 役員に関する規定
- (4) 組合員に関する規定
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 規約の設定、変更又は廃止は総代会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項（関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に限る。）に伴う規定の整理については、総代会の議決を要しないものとする。この場合、総代会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容については、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第3章 事業

(事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく介護サービス事業（訪問介護、共生型訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、共生型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、共生型短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス）
- (2) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業（介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴、介護

予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与）及び地域支援事業としての介護予防・日常生活支援総合事業（第一号訪問事業、第一号通所事業、第一号生活支援事業、第一号介護予防支援事業、一般介護予防事業）

- (3) 介護保険法に基づく地域密着サービス事業（夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護福祉施設サービス、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、及び地域密着型通所介護）
- (4) 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定介護予防福祉用具販売事業
- (5) 介護保険法に基づく地域包括支援センター設置運営及び包括支援事業
- (6) 健康保険法に基づく医療サービス事業（訪問看護）
- (7) 高齢者・障害者保健福祉サービス事業
- (8) 保育、学童保育、子育て支援（利用者支援事業）、一時預かり、児童の安全確認等に関する事業
- (9) 地域福祉のための人材を育成するための研修・講習会などの事業
- (10) 高齢者や子どもに関する調査、研究
- (11) 高齢者の社会参加、健康と生きがいづくり支援に関する事業、介護予防に関する事業および生活全般にかかわる相談事業
- (12) 地域づくりにかかわる事業
- (13) 地域に関わる仕事おこしを促進する講座や研修、相談事業
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業（居宅介護、共生型居宅介護、重度訪問介護、共生型重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、共生型生活介護、短期入所、共生型短期入所、共同生活援助、自立訓練、共生型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援、就労選択支援）
- (15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業（一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業）
- (16) 道路運送法第80条による福祉有償運送事業、同43条による特定旅客自動車運送事業
- (17) 指定管理者制度による公共施設等の管理運営事業
- (18) 教育及び職業訓練、職業紹介事業
- (19) 有機農産物の生産事業
- (20) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、児童発達支援事業、共生型児童発達支援事業、放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス、障害児相談支援事業
- (21) 児童福祉法に基づく児童福祉施設（保育所・児童館・児童センター・子ども（児童）家庭支援センター）
- (22) 児童福祉法に基づく社会的養護自立支援拠点事業
- (23) 児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業
- (24) 児童福祉法、児童虐待防止法に基づく事業（児童自立生活援助・泣き声通告訪問事業・親子関係再構築支援事業・夜間電話相談事業・メンタルフレンド事業・子育て世帯訪問支援事

業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業・一時保護所・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム））

- （２５）児童福祉法・子ども・子育て支援法に基づく施設及び事業（認可保育所・認可外保育所・院内保育所・小規模保育所・放課後児童クラブ・利用者支援事業・地域子育て拠点支援事業・ファミリーサポートセンター事業・居宅訪問型保育事業・子育て短期支援事業・一時預かり事業・延長保育事業・企業主導型保育事業・子ども生活支援事業）
- （２６）放課後子どもプランに基づく放課後対策事業（放課後子供教室）
- （２７）公共施設等利用者への宿泊サービス業
- （２８）生活困窮者及び失業者の就労支援のための食料品製造事業
- （２９）生活困窮者及び失業者の就労支援のための飲食料品小売事業
- （３０）生活困窮者及び失業者の就労支援のため及び地域活性化としての林業の事業
- （３１）地球環境を守る地域循環型産業への取り組みを拡大させる事業（バイオディーゼル燃料の製造及び販売、次亜塩素酸水の製造及び販売、太陽光発電等再生可能エネルギーを用いた発電機等の設置及び電気の販売）
- （３２）生活困窮者自立支援法に基づく関連事業（自立相談支援事業、住居確保給付金事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業、その他生活困窮者の自立促進事業）
- （３３）住宅確保要配慮者の居住の支援に係る事業
- （３４）清掃事業（道路、公園等）
- （３５）建物総合管理業（清掃、電気、空調機等保守管理、受付事務等）
- （３６）施設の給食事業及び配食事業
- （３７）一般及び産業廃棄物処理業（収集、運搬）
- （３８）再生資源取扱業（古紙、古鉄、古繊維等の収集、再生、販売）
- （３９）古物販売業（自動車類、自転車類、道具類等）
- （４０）害虫駆除事業
- （４１）旅行業法に基づく旅行业業
- （４２）一般貨物自動車運送事業
- （４３）一般乗用旅客自動車運送事業、及び特定乗用旅客自動車運送事業
- （４４）障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助、一般相談支援、特定相談支援、短期入所、共生型居宅介護、共生型重度訪問 介護、共生型生活介護、共生型自立訓練、就労定着支援、自立生活援助）
- （４５）障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（障害者相談支援事業、移動支援事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業）
- （４６）高齢者・障害者保健福祉サービスに係る人材育成事業（介護職員初任者研修事業、実務者研修教員講習会事業、医療的ケア教員講習会事業、重度訪問介護従業者研修事業、同行援護従業者養成研修事業、居宅介護従業者養成研修事業、視覚障害者移動介護従事者養成研修事業、全身性障害者移動介護従事者養成研修事業、生活援助従事者養成研修事業等）
- （４７）就労希望者に対する資格取得の為の講座開催及びセミナー、カウンセリングなどの就労対策事業
- （４８）路上生活者の自立支援のための簡易宿泊施設の管理運営、巡回相談、食糧品の支給事業

- (49) 旅館業
- (50) 農林水産畜産物の生産（栽培）・育成・収穫・加工・販売に関する事業
- (51) レストラン業
- (52) 酒類販売業
- (53) 有料老人ホームの経営
- (54) 飲食料品製造・小売業
- (55) 各号の事業に附帯する事業

第4章 組 合 員

（組合員の資格）

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、本組合の設立の趣旨及び事業目的に賛同して組合の事業に従事し又は従事しようとする個人とする。

2 組合員の権利及び義務に関する事項については、この定款に定める他、組合員規約に定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

（加入）

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

3 本組合は、組合員たる資格を有する者からの加入の申込みについて、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付すことはできない。

（出資1口の金額）

第10条 出資1口の金額は、50,000円とする。

（加入者の出資払込み）

第11条 第9条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額を一時に払い込まなければならない。加入者は、出資の払い込みを完了したときに、組合員の地位を取得する。

2 前項の規定にかかわらず、一括して納入できない場合は、出資預り金として積み立てるこ

とができる。ただし、その期間は6月以内とする。また、その積み立てが出資1口の金額に満たない間は、出資金としての効力を有しない。

3 出資口数を増加しようとする組合員については、前各項の規定を準用する。

（自由脱退）

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

（法定脱退）

第13条 組合員は、次の各号の一に該当する事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

（組合員たる資格の喪失）

第14条 組合員は、退職等によって本組合の事業に従事しなくなったときに、組合員たる資格を喪失する。

2 組合員は、本組合の就業規則で定める年齢に達したときに、組合員たる資格を喪失するものとみなす。ただし、本組合が特別に必要と定めた場合は、この限りではない。

（除名）

第15条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総代会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって組合の行う事業に従事しない組合員
- (2) 本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 総代会の承認を得ないで、自己又は第三者のために本組合の事業の部類に属する取引をした組合員
- (4) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (5) 本組合の事業の従事において不正の行為をした組合員
- (6) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

2 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

（脱退者の持分の払いもどし）

第16条 組合員は、脱退したときは、その払込済出資額を限度として、その持分の全部または一部の払戻しを請求することができる。

2 組合は、前項の請求があったときは、組合員の本組合に対する払込済出資額（本組合の正味財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に

応じて減額した額)を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

- 3 前項の持分を計算する方法は、次のとおりとする。組合の時価による正味財産の価額を出資総口数で除することにより出資1口当たりの持分額を算定する。各組合員の持分額は、出資1口当たりの持分額にその組合員の出資口数を乗じることにより算定する。
- 4 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(出資口数の減少)

- 第17条 組合員は、特にやむを得ない理由があるときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。
- 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
 - 3 出資口数の減少については、前条(脱退者の持分の払いもどし)の規定を準用する。

(賛助会員)

- 第18条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。
- 2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

(意見反映)

- 第19条 本組合は、協同労働を実践し、第1条に定める目的を達成するために、労働者協同組合法に掲げる基本原理に従い事業を行うに当たって、組合員の意見を適切に反映させる方策として次のことを行う。
- (1) 組合の方針、事業計画及び収支計画について、組合員の意見表明、合意形成の場を持つこと。
 - (2) 組合の運営・経営・評価について、組合員の定期的な意見表明・合意形成の場を持つこと。
- 2 理事は、前項各号の方策について、その実施の状況及びその結果を、毎事業年度の通常総代会に報告しなければならない。
- 3 組合は、組合員が組合への要望その他の提言を行うこと、その議論に加わること、その要望等に賛同すること、その他意見表明することによって、解雇その他の労働関係上の不利益な取り扱い並びに組合員としての処遇において差別的な取り扱いをしてはならない。

第5章 役員、顧問及び相談役

(役員の定数等)

- 第20条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事 30人以上40人以内
 - (2) 監事 3人以上5人以内
- 2 第8条第3項各号の一に該当する者は、役員となることができない。
- 3 本組合の理事のうち次の各号に定める者の合計数は、理事の総数のうちに占める割合が 3

分の1以下でなければならない。

- (1) 各理事について、その理事の配偶者又は3親等内の親族
- (2) 前号の他、厚生労働省令で定める特殊の関係のある者

(役員任期)

- 第21条 理事及び監事の任期は、2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終了時まで任期を伸長する。
- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
 - 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項並びに第2項に規定する任期とする。
 - 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条（役員の定数等）に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外監事)

- 第22条 監事のうち1人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
- (1) 組合員以外の者であること。
 - (2) 就任前5年間に本組合の理事若しくは使用人又は本組合の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかった者であること。
 - (3) 本組合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

(理事長、副理事長及び専務理事の選定)

- 第23条 理事のうち1人を理事長、1人以上6人以内を副理事長、1人以上3人以内を専務理事とし、理事会において選定する。
- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
 - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本組合の業務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。
 - 5 理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(代表理事の職務等)

- 第24条 理事長を代表理事とする。
- 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
 - 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総代会の議決によって禁止されていないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

（監事の職務）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の選任）

第26条 役員の選任は、総代会の議決による。

- 2 前項の議決は、役員選考委員会において推薦された者（以下「候補者」という。）について行う。
- 3 役員選考委員会は、選考委員をもって構成する。
- 4 選考委員は、組合員を代表するものとして総代の過半数の承認を得て選出する。
- 5 役員選考委員会が役員の候補者を決定する場合は、その選考委員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。
- 6 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。
- 7 役員の選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

（役員の報酬）

第27条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総代会において定める。

（顧問及び相談役）

第28条 本組合に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、組合に功労のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

第6章 総会、総代会、理事会及び委員会

（総代会）

第29条 本組合に総代会を置く。

（総代の定数）

第30条 総代の定数は、その選挙の時ににおける組合員の総数の10分の1（組合員の総数が200

0人を超える場合は、200人)を下回らない範囲で理事会において定める数とする。

(総代の任期)

第31条 総代の任期は、1年とする。

- 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む)のため選出された総代の任期は、現任者の残任期間とする。

(総代の選挙)

第32条 総代は、本部及び事業本部を単位として選挙区を設け、その選挙区の組合員数に応じた人数をその選挙区に属する組合員のうちから選挙する。

- 2 総代の選挙は、無記名投票によって行う。
- 3 投票は、組合員一人につき一票とする。

(総代会の招集)

第33条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

- 2 通常総代会は、毎事業年度終了後3月以内に、臨時総代会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会招集の手続)

第34条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所(当該総代会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない総代が当該総代会に出席する方法を含む。)又は開催の方法(当該総代会の場所を定めない場合に限り、総代が当該総代会に出席するために必要な事項を含む。)を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本組合は、希望する総代に対しては、第1項の規定による総代会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総代会招集通知の発出は」とあるのは、「総代会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは、「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)
- 7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは召集の手続きを経ることなく総代会を開催することができる。

(臨時総代会の招集請求)

第35条 総総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の

目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

- 2 総代は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

第36条 総代は、第34条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる総代の数は1人とする。

- 3 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

- 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

（総代会の議事）

第37条 総代会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

（総代会の議長）

第38条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代のうちから選任する。

- 2 議長は、組合員として総代会の議決に加わる権利を有しない。

（緊急議案）

第39条 総代会においては、出席した総代（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第34条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項（同条第7項の規定により召集の手続きを経ることなく総代会を開催した場合にあっては、予定された事項以外の事項）についても議案とすることができる。

（通常議決）

第40条 次に掲げる事項は、第37条（総代会の議事）の規定による総代会の通常の議決を経なければならない。

- (1) 規約の設定、変更又は廃止

- (2) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

- (3) 組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ 当該全部又は一部の譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該組合の総資産額として厚生労働省令で定める方法により算定される額の五分の一を超えるとき。

ロ 当該組合が、当該全部又は一部の譲渡がその効力を生ずる日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

(4) 労働者協同組合連合会への加入又は労働者協同組合連合会からの脱退

(5) その他定款で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項（関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に限る。）に伴う規定の整理については、総代会の議決を要しないものとする。この場合、総代会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容については、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

（特別議決）

第41条 次の各号に掲げる事項は、総総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 組合員の除名
- (3) 労働者協同組合法第9条第3項ただし書の承諾
- (4) 労働者協同組合法第45条第5項の規定による責任の免除

（総代会への報告）

第42条 理事は、各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果を、通常総代会に報告しなければならない。

2 理事は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる事項を、その事由が生じた日後最初に招集される総代会に報告しなければならない。

- (1) 就業規則の作成 当該就業規則の内容
- (2) 就業規則の変更 当該変更の内容
- (3) 労働協約の締結 当該労働協約の内容
- (4) 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四章に規定する協定の締結又は委員会の決議 当該協定又は当該決議の内容

（総代会の議事録）

第43条 総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に挙げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所（総代会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総代会の場所を定めなかった場合に限る。）
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 総代数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）

- (10) 監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果又は総代会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(理事会の招集権者)

第44条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- 3 理事長以外の理事及び監事は、召集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事及び監事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第45条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 本組合は、希望する理事及び監事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。
- 4 前項の通知については、総代会招集の手続に準ずるものとする。

(理事会の決議)

第46条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面、又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議長及び議事録)

第47条 理事会の議長は、開催の都度、出席した理事の中から選任する。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。
- 3 前項の議事録には、少なくとも次に挙げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 出席理事の氏名
 - (5) 出席監事の氏名
 - (6) 出席組合員の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及び結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
 - (11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
 - (12) その他
 - ① 理事長以外の理事による理事長に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - ③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合
- 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面、又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（総会の議決事項）

第48条 総会は、組合の解散、合併又は事業の全部の譲渡に限り、議決することができる。

(総会の招集)

第49条 総会は、前条(総会の議決事項)に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会の規定の準用)

第50条 総会については、第34条(総代会招集の手続)、第36条(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)、第38条(総代会の議長)、第39条(緊急議案)及び第43条(総代会の議事録)の規定を準用する。この場合において第36条第2項中「1人」とあるのは「4人まで」と読み替えるものとする。

(委員会)

第51条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。
2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第52条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(準備金)

第53条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額(前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第54条(就労創出等積立金)及び第55条(教育繰越金)に同じ。)の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。
2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(就労創出等積立金)

第54条 本組合は、その事業規模又は事業活動の拡大を通じた就労の機会の創出を図るために必要な費用に充てるため、当期純利益金額の20分の1以上を就労創出等積立金として積み立てるものとする。
2 前項の積立金は、就労機会の創出等に充てる場合を除いて、取り崩してはならない。

(教育繰越金)

第55条 本組合は、組合員の組合の事業に関する知識の向上を図るために必要な費用に充てるため、当期純利益金額の20分の1以上を教育繰越金として翌事業年度に繰り越すものとする。

(資本剰余金)

第56条 本組合は、出資金減少差益(第16条第2項ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(剰余金の処分)

第57条 当期純利益金額に前期繰越剰余金又は前期繰越損失金を加減した当期末処分剰余金から、

第53条の規定による準備金及び第54条の規定による就労創出等積立金並びに第55条の規定による教育繰越金を控除してなお剰余があるときは、総代会の議決により他の組合積立金として積み立て、なお剰余があるときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

2 本組合は、組合員に対して剰余金の分配を行わない。

(損失金の処理)

第58条 損失金のおてん補は、前条第1項の規定により積み立てた積立金、準備金、その他剰余金の順序に従ってするものとする。

(会計帳簿等の閲覧等)

第59条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合において、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第8章 解 散

(解散)

第60条 本組合は、次の事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 組合の合併（合併により本組合が消滅する場合に限る）

(3) 組合についての破産手続き開始の決定

(4) 行政庁による解散の命令

(5) 組合員が3人未満になり、そのなった日から引き続き6月間その組合員が3人以上にならなかったとき

2 前項第1号の事由によりこの組合が解散するときは、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

3 組合が解散したときは、理事がその清算人となる。

4 清算人は、組合が解散し、債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合員に対し、その払込済出資額を限度として、出資口数に応じて分配する。

5 前項の結果なお残余財産がある場合は、その財産は、清算人が総会にその処理について提案を行い、その提案に基づいて組合がその帰属先について決する。

6 前項にいう帰属先は、国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合に限る。ただし、特定残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体に限る。

附則

1 この定款は、この組合の成立の日から施行する。

2 この組合の成立当初の役員の任期は、第21条（役員の任期）の規定にかかわらず、令和5年4月1日より、令和6年3月31日に当たる日までとするが、その任期中の最終の決算期に関する通常総代会の終結の時まで伸長することを妨げない。

3 本組合は、組織変更計画の記載事項である組織変更後組合の理事名簿に記された田嶋羊子を代表

とし、その任期は付則の2の期間とする。

4 この組合の成立当初の事業年度は、第52条（事業年度）の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月31日までとする。

5 令和6年3月31日の算定日における組織変更時財産額は、労働者協同組合法施行規則附則第5条に従い、1,709,554,102円とする。

2023年6月18日 一部改定

2023年7月24日 一部改定

2023年10月6日 一部改定

2024年6月16日 一部改定

2024年7月24日 一部改定

2025年6月15日 一部改定

2026年6月21日 一部改定